

兵庫県立大学自然・環境科学研究所長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人学部長等選考規程（平成25年兵庫県公立大学法人規程第17号）第6条の規定に基づき、自然・環境科学研究所長(以下「所長」という。)の候補者の選考(以下「選考」という。)等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
 - (2) 所長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 所長が欠員になったとき。
- 2 前項第1号に該当する場合にあっては、所長は、選考を行った上で、学長が定める日までに所長候補者の推薦(以下「推薦」という。)を行わなければならない。
- 3 第1項第2号に該当する場合にあっては、所長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。
- 4 第1項第3号に該当する場合にあっては、学長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

(所長候補者の資格)

第3条 所長候補者となることのできる者は、自然・環境科学研究所の専任教授とする。

(選考手続)

- 第4条** 所長(第2条第4項に規定する場合にあっては学長が指名する者。次項において同じ。)は、第2条の規定により選考を行うときは、あらかじめ関係施設の長及び教授会の意見を聴かななければならない。
- 2 前項の規定により所長が関係施設の長及び教授会の意見を聴く手続については、別に定める。

(任期)

- 第5条** 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 第2条第1項第2号又は第3号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。